

会 議 録

会議名		令和2年度第四回図書館協議会	
事務局		図書館	
開催日時		令和3年2月10日(水) 午後2時～午後3時15分	
開催場所		図書館本館地階 集会室	
出席者	委員	大串委員、鴨下委員、諏訪委員、大久保委員、吉田委員、坂野委員、大塚委員、小木曾委員	
	欠席者	川井委員、林委員	
	事務局	菊池図書館長、碓井庶務係長、香川奉仕係長、鴨下主査、池内主事、山下主事、神田主事	
傍聴者の可否		不可	傍聴者数
			0
傍聴不可・一部不可の場合はその理由		新型コロナウイルス感染症拡大防止のため	
会議次第	<p>1 議 題</p> <p>(1) 図書館協議会の会議録の承認について</p> <p>(2) 第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について</p> <p>(3) その他</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 令和3年第1回小金井市議会定例会等について</p> <p>(2) 令和2年度第3回図書館協議会における事務局預り案件について</p> <p>(3) 第4次小金井市子ども読書活動推進計画に係るパブリックコメントの実施結果について</p> <p>(4) その他</p> <p>3 その他</p> <p>4 配布資料</p> <p>資料1 令和2年度第3回小金井市図書館協議会 会議録</p> <p>資料2 令和2年度第3回図書館協議会における事務局預り案件について</p> <p>資料3 「第4次小金井市子ども読書活動推進計画」(案)の修正に対する意見及び検討結果について</p> <p>資料4 「第4次小金井市子ども読書活動推進計画」(案)の修正について</p> <p>資料5 「第4次小金井市子ども読書活動推進計画」(案)に対する検討結果及び「第4次小金井市子ども読書活動推進計画」(案)の修正についての事前質問まとめ</p> <p>資料6 「第4次小金井市子ども読書活動推進計画」(案)に対する意見に対する検討結果前後比較表</p> <p>資料7 第4次小金井市子ども読書活動推進計画(案)</p> <p>資料8 今後のスケジュール(子ども読書活動推進計画関係)</p>		

令和2年度第4回小金井市図書館協議会

令和3年2月10日

**【菊池館長】** 定刻になりましたので、始めさせていただきます。着座のままで失礼いたします。

皆様、改めまして、こんにちは。

本日は、令和2年度第4回の図書館協議会になります。御出席いただきましてありがとうございます。緊急事態宣言下ということもありますが、案件がありましたので、開催させていただきました。

換気は何年か前に空調設備を完璧に直しておりますので、大丈夫でございます。安心していただければと思います。体温チェック等もさせていただきました。感染防止策を講じながら開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

そういうことですので、できれば1時間程度を目標に頑張っていきたいと思いますので、御協力のほどお願いいたします。

本日は、川井委員と林委員が御欠席でございます。

それでは、最初に配付資料の確認をさせていただきます。

**【碓井庶務係長】** 庶務係長です。では、本日の資料を確認させていただきます。

まず、事前に委員の皆様にもメールでお送りさせていただきました資料が、資料1から4の4点になります。資料1、令和2年度第3回小金井市図書館協議会会議録。資料2、令和2年度第3回図書館協議会における事務局預かり案件について。資料3、「第4次小金井市子ども読書活動推進計画」(案)の修正に対する意見及び検討結果について。資料4、「第4次小金井市子ども読書活動推進計画」(案)の修正について。

そして、資料5から8につきましては、本日、机上にて配付とさせていただいた資料になります。配付が遅くなり、大変申し訳ございません。資料5といたしまして、「第4次小金井市子ども読書活動推進計画」(案)に対する検討結果及び「第4次小金井市子ども読書活動推進計画」(案)の修正についての事前質問まとめ。資料6、「第4次小金井市子ども読書活動推進計画」(案)に対する意見に対する検討結果前後比較表。資料7、第4次小金井市子ども読書活動推進計画(案)。資料8、今後のスケジュール(子ども読書活動推進計画関係)。

以上でございます。御確認のほどよろしくお願いいたします。もし資料に抜け等ある方いらっしゃいましたら……。

坂野委員、お願いいたします。

**【坂野委員】** 坂野でございます。資料3を確認したいんですが、資料3のタイトルと、

今、ここに書かれているのとちょっと違うんですけども、「計画（案）の修正に対する意見」、こっちは「に対する意見」。

【菊池館長】 本当ですね。ちょっと違いますね。

【坂野委員】 我々が出した意見に対する資料かと思ったんですけども、パブリックコメントの意見がそのまま出ているんですね。

【碓井庶務係長】 こちらの（別紙）パブリックコメント結果、第4次小金井市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見及び検討結果について、こちらが資料3でございます。

【坂野委員】 だから、「配布資料」のほうの書き方が間違っている。

【碓井庶務係長】 はい。

【菊池館長】 どっちが正しい？ 資料3は。

【碓井庶務係長】 資料3はこれです。次第のほうが間違いです。大変申し訳ございませんでした。

【坂野委員】 そうすると、会合以前に、何か御意見ありましたらというので意見を出されていましたが、これが書いてあるのはどれですか。

【菊池館長】 それが5です。

【坂野委員】 分かりました。「配布資料」のほうの記載が間違っているということですね。

【菊池館長】 はい。

【坂野委員】 分かりました。

【菊池館長】 失礼いたしました。

あとよろしいでしょうか。

また不足等ございましたら、そのときにお手を挙げていただければお持ちいたします。

では、大串会長、会議の開催をよろしく願いいたします。

【大串会長】 それでは、よろしく願いいたします。緊急事態宣言が発令中ですので、できるだけ時間は短い時間で終わらせたいと思いますけれども、寒いようでしたら、オーバーなんかをみんな着ていただいて、今日は、次第を見ていただくと、1の議題の（2）と報告事項の3、それぞれ小金井市の子ども読書活動推進計画に関わりますので、これは報告も含めて1つにまとめてしまっただけ進めるというふうにしたほうがよいと思いますので、そのようにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そのように進めさせていただくことで、まず最初に、議題の1、会議録の承認について事務局からお願いいたします。

【碓井庶務係長】 庶務係長です。

では、資料の1、令和2年度第3回小金井市図書館協議会会議録につきまして御説明させ

させていただきます。

こちらのほうにつきましては、毎回、同じ状況ではございますが、事前に委員の皆様には内容を御確認いただきまして、御指摘いただいた部分を修正した最終案という形になってございます。こちらのほうで会議録という形で御承認いただくことでよろしいでしょうかというところでお願いいたします。

【大串会長】 では、会議録、承認ということでよろしゅうございましょうか。よろしいですね。

それでは、次に、議題の2の第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定についてということで、あわせて、報告2の第4次小金井市子ども読書活動推進計画に係るパブリックコメント実施結果についてということで、入りたいと思います。

事務局に聞いていますと、今回のこれが最後の機会で、パブリックコメントをいただいたことで、それを必要でしたら内容に反映ということで、これは去年の7月9日の協議会で事務局から最初に案が示されてからずっと質疑を行ってきたということでございます。それで、10月14日の協議会でも修正案が示されて、再度、質疑を行ったと。ですから、事務局からパブリックコメントを実施することについて報告されたので、それでここまで来ているということです。パブリックコメントを市民の方に求めて、いろいろと寄せられたと。それについて、今日は事務局からパブリックコメントの結果についての考え方、回答が報告されます。それで最終案が示されるという段取りになっておりますので、その内容に即して質疑応答ということでお願いしたいと思います。よろしゅうございましょうか、そういうことで。

もう1年と9か月ぐらいやっているわけですがけれども、それでは、事務局からまず説明をお願いしたいと思います。

【鴨下主査】 図書館主査、鴨下でございます。よろしくお願いたします。

それでは、第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について、市民説明会及びパブリックコメントの結果につきまして御説明させていただきます。

初めに、令和2年11月18日水曜日に第4次子ども読書活動推進計画（案）に係る市民説明会を実施いたしましたので、口頭で御報告させていただきます。

当日は、午前10時30分からと午後6時30分からの2回開催を予定してございましたが、夕方6時の回に参加御希望者がいらっしやらなかったために、午前中のみ開催とさせていただきます。午前中の回の参加者は3名、御出席いただきました。

最初に、事務局より、第4次小金井市子ども読書活動推進計画（案）の概要説明を行った後に、質問や御意見等を頂戴いたしました。

主な質問や御意見の内容でございます。まず1点目、新型コロナウイルス感染症の影響に

ついてでございます。この計画そのものに何らかの影響を与えることがあるのかという御質問を頂戴いたしました。この計画は、新型コロナウイルス感染症が拡大する前に作成しておりましたが、計画（案）の24ページ、6、啓発・広報などの推進の（1）、図書館からの情報発信の③、インターネット・SNSの活用という部分がございます。そちらに、「また、おはなし会や講座などの実施に関して、インターネット活用を研究します」という文言を新型コロナウイルス感染症の流行が始まった後に追記したことをお答えしております。

2ページ目は、SDGs、持続可能な開発目標についてでございます。SDGsに関する内容は計画に盛り込まれているのかという御質問でございました。こちらでございますが、図書館としましては、SDGsに関する資料は積極的に収集してございます。計画に追記するという事ではないが、内容の充実を図っていきたいと考えているというふうにお答えさせていただきました。

3点目でございます。図書館のスペース不足についてでございます。小金井市の図書館は規模が小さく、子供が落ち着いてゆっくり本を読むことができるようなスペースが少ないというような御意見を頂戴いたしました。こちらでございますが、図書館としてもスペース不足は十分認識しているところでございます。以前、新しい図書館を建設するという構想もありましたが、現在は立ち消えになってしまっているというところ。公共施設の在り方につきましては、市全体のバランスの中で考えていくことなので、図書館だけが声を上げてどうにかなることでもないということ。図書館本館については昭和50年に建築工事がされておりすけれども、施設の老朽化という現状の中では、外壁等を少しずつ手直ししながら維持していくのが精いっぱいであるというようなお答えをさせていただきました。

4点目でございます。学習漫画についてでございます。学習につながる漫画本は、難しい内容を分かりやすく伝えるという点において利点があると思うが、小金井市立図書館では漫画をどのように備えているかという御質問を頂戴いたしました。図書館の選書基準の中にも漫画に関する項目が入っているところでございますが、漫画といっても多岐にわたり、どう収集していいか悩ましい部分もございます。そういったところもありまして、5年ほど前まではほとんど入ってはございませんでした。しかし、いわゆる学習漫画でございますが、こちらは子供たちにとって読書のきっかけとなる部分がございます。こうした学習漫画の力を借りるのも1つの手段であるというところがございますので、貫井北分室や緑分室では、漫画の閲覧や貸出しを可能としております。学習漫画を少しずつ導入している段階ではございますけれども、全体の蔵書構成におけるバランスも考慮しつつ、内容を吟味して選書を行っているという回答させていただきました。

その他の御意見や御質問といたしまして、小金井市が始める電子書籍の概要や導入に至る経緯についての御質問、ブックスタート事業について、本を配るだけでなく、小さい頃か

ら本を読むことの意義や読み聞かせが子どもの成長に与える影響などについて、分かるようなものを一緒に手渡すのはどうかというような御意見であったり、関係部署との連携について、子供の読書活動の推進には各所の連携が不可欠ですけれども、学校図書館の現場から見ていると、各部署の働きが縦割りで、連携の取りづらさを感じる事が少なくない。上部で話し合うだけでなく、現場レベルで職員が一堂に会して話し合う場を持つなどして、今後連携が取りやすくなるようにしてもらいたいというような御意見などを頂戴いたしました。

市民説明会の報告につきましては以上となります。

続きまして、パブリックコメントの結果の報告を池内のほうからさせていただきます。

**【池内主事】** 本館奉仕係の池内と申します。よろしくお願いたします。

続きまして、第4次小金井市子ども読書活動推進計画（案）のパブリックコメントの結果について御報告いたします。資料番号は3番になります。資料番号3番の第4次小金井市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見及び検討結果についてを御覧ください。

こちらの資料、事前送付させていただいたんですけれども、一部修正をしておりますので、本日お配りをさせていただいた資料のほうを御覧ください。修正した箇所なのですが、パブリックコメントを行った時点で、計画の各ページ番号と本日お配りしている資料7番の最終の計画のページ番号が異なっていますので、そちらを修正させていただいております。なお、資料番号7番の第4次小金井市子ども読書活動推進計画について、そのほかにページ番号以外でも、表紙、キャラクターの説明書きなど、キャラクターのレイアウトについても一部変更しておりますので、こちらで御報告をさせていただきます。

資料番号3番の第4次小金井市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見及び検討結果についてに戻らせていただきます。パブリックコメントの結果につきましては、意見募集期間である令和2年11月17日から12月16日までの1か月間で、1団体、3名の方から計13件、御意見をいただきました。いただきました御意見を踏まえまして、関係課と調整をさせていただき、その後、作業部会による書面審査を行いました。

その結果、計画の修正などを行うものにつきましては、まず、資料の左側に記載してある番号の2番でございます。計画の1ページ、第1章、脚注1のYA（ヤングアダルト）世代について、おおむね12歳から18歳までの青少年期世代を指す言葉、ヤングアダルトを略してYAというように訂正、補足されてはいかがでしょうかという御意見をいただき、「おおむね12歳から18歳までの青少年期」と修正しております。

続きまして、番号の8番、計画（案）20ページ、第3章2、(3)学校及び関係施設との連携、③学校及び関係施設への訪問の実施について、図書や図書館職員に親しみを持ってもらうため、学校やそのほかの施設への訪問による読み聞かせやブックトークを実施しま

すとありますが、そのほかの施設を明記すると分かりやすいと御意見をいただきました。

そこで、「図書や図書館職員に親しみを持ってもらうため、学校や小金井市児童発達支援センター『きらり』などの施設への訪問による読み聞かせやブックトークを実施します」とし、そのほかの施設を小金井市児童発達支援センター「きらり」などの施設と修正しております。

続きまして、番号の9番、同じく20ページ第3章の2、(4)関係団体との連携について、①の次に②として、ボランティア団体相互の交流を図り、学習会等を行う計画を立て、相互の理解とさらなる向上を図ると入れる。今年度、ボランティア団体の会議が行われ、学習会の計画が話し合われていますので、計画に入れるとよいと思いますと御意見をいただきました。

今後、地域ボランティア団体との協働の一環として、ボランティア団体向けの講座も行う予定のため、20ページの(4)関係団体との連携、①地域ボランティア団体との協働の文頭に、「講習会等を行い、ボランティア団体相互の交流をはかり」を追加します。あわせて、計画の31ページの15番の事業目標の文頭に、「講習会等を行い、ボランティア団体相互の交流をはかり」を追加、事業内容にも、「ボランティア団体への講習会等の実施」を追加します。

最後になります。番号の12番、23ページの第3章、5、子どもとかかわりのある諸機関の取組について、私立の幼稚園、保育園にも働きかけていきますとありますが、私立の幼稚園、保育園について施設別の記載がありませんと御意見をいただきました。

この件については図書館が主体となる事業のため、計画の23ページ、「私立の幼稚園、保育園にも働きかけていきます」を削除し、20ページの(3)、学校及び関係施設との連携に、「②幼稚園、保育園などへの絵本などの貸出」の項目を追加させていただき、計画の30ページ、事業一覧表のほうにも追加します。

そのほかにパブリックコメントで寄せられた御意見等につきましては、資料3番を御覧いただければと思います。このパブリックコメントの結果につきまして、事前に御質問がある方はお願いをしておりました。いただきました御質問に対しまして回答させていただきます。資料については、資料番号5番でございます。

資料番号5番、「第4次小金井市子ども読書活動推進計画」(案)に対する意見に対する検討結果及び「第4次小金井市子ども読書活動推進計画」(案)の修正についての事前質問まとめを御覧ください。

まず、左端の番号1番と2番についてです。検討結果番号3番と4番につきまして、パブリックコメントで、国の第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画と東京都の第三次東京都子供読書活動推進計画について、研究の資料編に加えたらという意見に対して

の回答として、検討結果の表記は少し分かりづらいため、御参考までということで御連絡いただきました。

多数ページのため、紙面の都合上、資料編には含めません。インターネットで公開されており、そちらで閲覧をお願いしますと御意見をいただきましたが、検討結果に記載した表記とほぼ同じ趣旨の表記になりますので、このままとさせていただきます。

次に、番号の3番ですが、検討結果番号6番について、常設のおはなし会を提案しているパブコメ6番に対する検討結果が、スタッフの配置が難しいことから対応できませんと素っ気ないものになっていますが、決められた日時に参加できないで困っている市民に対して日時の要望を聞いて調整するオーダーメイド型の開催を検討されましたかと御意見です。

お話ができるスタッフの常設につきましては、スタッフの配置が難しい状況ですが、現状、おはなし会の日時については、おはなし会や子どもと読書に関する講座の参加者、図書館関係者などに参加をしやすい日時を聞きながら設定をしているところで、今後も利用者や関係者の意見を聞きながらおはなし会の日時を検討していくため、「お話ができるスタッフの常設につきましては、スタッフの配置が難しいことから対応できませんが、今後も、おはなし会の日時の要望については、利用者や関係者の意見を聞きながら、より参加しやすい日時の研究を実施していきます」に修正をさせていただきます。

次に、番号4番です。検討結果番号9番について、ボランティア団体相互の交流を図りと回答されていますが、交流を図るには単に講習会等を行うだけでは不十分であり、大変手間のかかる手配やフォローが不可欠です。今回の計画の中で本当に交流を図ることに図書館などが努めるのでしょうかと御意見をいただきました。

現状、毎年3月におはなし会を実施いただいているボランティア団体と説明会や交流会などを実施しているところです。今年度、そのほかに7月から10月にかけて6回、説明会や意見交換会を実施しました。来年度以降もボランティア団体の交流会やボランティア団体向けの講習会を実施する予定であるため、講習会等を行い、ボランティア団体相互の交流を図り、ボランティア団体の活動支援を行うとともに、図書館においてボランティア団体によるおはなし会を実施することで、図書館とボランティア団体が協働して子供たちが図書に触れる機会の充実に努めますということを計画にも記載させていただいたところになります。

次に、番号5番ですが、検討結果番号11番について、学校図書館は図書館の管轄ではないかもしれませんが、本来、学校司書の業務は委託ではなく、ほかの先生方と対等の立場の常勤司書が行ってこそ実効ある改革も行えると思います。今回、回答については変わらないと思いますが、今後の御検討をお願いいたしますと御意見いただきました。所管は指導室になりますので、指導室に申し伝えさせていただきますと思います。



最後に、番号6番です。計画の30ページ、学校及び関係施設の連携項目11番に追記された文言のうち、事業内容の最後の語句が回数になっていますが、これでは意味・文脈が通じないようです。何か間違いと思われますと御意見です。

大変失礼いたしました。御指摘のとおり、ここだけ意味が通じていなかったのも、「・幼稚園、保育園などの子どもと関わりのある諸機関への団体貸出の充実」と、回数ではなく充実に修正させていただきます。

いただきました御意見を踏まえて一部修正をさせていただきます、本日も配りしております資料7番の第4次小金井市子ども読書活動推進計画が最終案となります。

最後に、今後のスケジュールにつきまして御説明をさせていただきます。資料番号8番、第4次小金井市子ども読書活動推進計画策定スケジュール（案）を御覧ください。

今後のスケジュールにつきましては、3月10日の水曜日に第4回の庁内検討委員会を行います。その後、3月30日火曜日に教育委員会に諮りまして計画策定となる予定です。

子ども読書活動推進計画の説明は以上となります。

**【大串会長】** ありがとうございます。大変丁寧な細かい説明で、何かこれに即して御意見とか御質問ございますでしょうか。非常に丁寧に御説明いただきましたし、事前に配付させていただいているものでございましたので、あれですけれども。よろしゅうございませうか。非常によくできていると思います。

よろしければ、完成までにまだ時間が少しありますので、何かあればですけれども、事務局はまだこれから進めなきゃいけない点というのがちょっと重たいものになりそうなので、大変だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしゅうございませうか。

それでは、次に、議題の3番のその他でございます。事務局から何かございませうか。

**【碓井庶務係長】** 御協議ありがとうございます。

それでは、事業担当の池内、山下につきましては、これからカウンターの業務がございませうので、これで退席させていただきます。御了承のほどよろしくお願ひいたします。

**【大串会長】** お疲れさまでございました。ありがとうございます。

それでは、次に、議題の2の報告事項について、まず最初に、1番の令和3年第1回小金井市議会定例会等について、これを事務局からお願ひいたします。

**【菊池館長】** 図書館長です。令和3年1月22日から3月5日まで、令和3年第1回小金井市議会定例会が開催されています。通常、3月なんですけれども、3月に市議会議員選挙がある関係で、今年は通常より1か月会期が早まっております。一般質問ですとか、厚生文教委員会、予算特別委員会も全てこれからになりますので、本日のところは御報告事項は特にございませうということで報告をさせていただきます。次回に改めて報告させていただきますので、お願ひいたします。

【大串会長】 どうもありがとうございます。次回の協議会でということで、この協議会はほかの協議会と比べると、議会の報告も丁寧ですよ。それだけいろいろと御質問もあるし、いろいろと考えていらっしゃるということだと思います。

それでは、続いて、報告事項の2、令和2年度第3回図書館協議会における事務局預かり案件についてということで、事務局からお願いいたします。

【菊池館長】 図書館長です。それでは、資料が前後してしまって申し訳ございません。資料2を御覧いただければと思います。ホチキス留めしてありまして、その後ろについていますのが、前回、大久保委員から御発言がありました資料になります。一番上についていますのが事務局からの回答となります。本日の協議会で回答を御用意させていただきお約束でございましたので、お示しさせていただきました。

1枚目のところですが、表になっているところの左側がいただいた御意見、御要望になっておりまして、右側のところが回答となっております。

2枚目のところは、事前に送付させていただいておりますので、1枚目の事務局からの回答を基に御説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、まず大きく2つ御質問がありまして、1、2とありますが、2はその中で4つほど分かれておりました。

1つ目の御質問ですが、サービス制限下、これはコロナウイルスのことですが、サービス制限下における資料貸出しについてということで、感染拡大防止のための要請等によりサービスに制限が生じることがあると思うが、資料貸出しは継続をお願いしたいという御趣旨の御要望でございました。

回答としましては、貴重な御意見として受け止めさせていただきますと書かせていただきましたが、補足させていただきますと、この新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、昨年4月の緊急事態宣言発出のときには、御存じのとおり、本市の図書館を全館休館をさせていただきました。その際に、市民の方からも休館しないでほしいなどの御意見ですとか、お叱りの言葉を多数いただきました。まさに市民の方が図書館を必要としているそのときに休館しなくてはいけなかったということは、本当に図書館といたしましても断腸の思いでございましたが、各市の図書館でも同じような状況であったと伺っています。今年の1月8日から2度目の緊急事態宣言が発出され、3月7日まで延長されています。今回は26市でも休館している図書館はないようですが、開館時間を短縮している自治体は幾つかあるようです。小金井市の場合は平常時と同じ開館時間で行っております。コロナの収束が見えない中で、本市も含めて各自治体ともに図書館サービスを継続できるように全力を尽くしています。しかしながら、今後の感染拡大の先行きが見えないコロナ禍の状況ということで

は、開館し続けて資料の貸出しを継続するという確約はできないことから、このような御回答となってしまったことはお詫びさせていただきます。

なお、昨年12月から電子図書館が開設しております。こちらは図書館施設の開館状況に関わらず、メンテナンス等を除けば24時間365日御利用いただいております。

次に、大きな2番目の御質問で、子ども読書活動推進計画第3次の進捗と第4次の策定案を振り返ってということで、3項目で4ついただいております。

①として、この中にも2つございまして、アとして、年齢や学年別、テーマ別の推薦図書などの一層充実したコンテンツをとということと、イとして、通年展示、お薦め図書の冊子やリストの配布もということで御意見いただきました。

アの年齢や学年別のテーマ展示の推薦図書等につきましては、ホームページ上のコンテンツということだと思いましたので、最後の④のところで併せてお答えさせていただきます。

イは、こちらに書かせていただきましたとおり、テーマ展示は各館で館内1つから3つ程度の展示を常に行っています。また、図書館作成のお薦めリストのうち、「読み聞かせ絵本リスト」、「えほんよんでね」、「としょかんししょみどりちゃんのおすすめ本」は図書館ホームページに掲載しています。配布については、予算の都合上、図書館内での配布となっておりますというふうにお答えさせていただきます。

それから、②のネット・ゲームについては、御意見でしたので、受け止めさせていただきます。

そして、③については2つ御質問がございまして、アの第4次子ども読書活動推進計画案の策定に当たり、読書調査などは実施しているか。イとして、庁内検討委員会及び作業部会に家庭教育に携わる方が加入しているか。加入していなければ、第5次では検討をとということで、お答えとしましては、アのほうは、本市独自で読書状況調査は行っておりませんというお答えです。

イとしまして、庁内検討委員会及び作業部会は、関係部署の庁内11課の職員で構成されており、外部の方は入っておりません。第5次計画策定については御意見として受け止めさせていただきますということでございます。

補足させていただきますと、市民の方のお声を計画策定に反映していくという視点は非常に重要なことだと思っています。御質問いただきました庁内検討委員会、作業部会は、外部の方は入っておりません。ただ、外部の方の御意見を伺う機会としましては、家庭教育に携わる方に限らず、広く市民の方の御意見を伺うパブリックコメントを実施しております。

そのほかにも、直接御意見をいただく場として、市民説明会も設けてございます。また、市民公募の方が入られていますこの図書館協議会でも御意見を伺いながら進めさせていた

だいておりますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

そして、④のホームページのコンテンツの充実についてでございます。こちらは、図書館ホームページについては、市民の方からも御要望、御意見をいただくことがございます。また、図書館としても、今後まだ追加、修正等の更新が必要な部分があると認識しています。御意見を参考しながら、できるところから取り組んでまいりますとお答えさせていただきます。

2枚目の図に、こちらは14項目の御要望をいただいているんですけども、その中の8番目、「大学図書館等の利用について」ということなのですが、こちらはうちのホームページのところに、大学図書館のホームページへ飛ぶようにリンクをとということだと思っておりますけれども、ここについては、大学図書館側の意向もあって、ホームページ上にリンクは張らずに、現在のような掲載の仕方をしているということをお答えさせていただきます。

それから、13番の「夏休みおすすめ図書」でございますが、こちらは図書館が作成しているリストではなくて、小金井市教育研究会小中合同図書館部という、学校の先生方の勉強会の場で作成しておりますので、掲載可能かどうかを確認した上で検討させていただきます。

それから、13番と14番目に係るところで教科書に「この本読もう」という作品のリストが載っているんですが、こちらにつきましては、出版社のホームページに掲載されていますので、図書館ホームページでの掲載予定はございませんということです。

以上が、事務局からの回答でございます。

**【大串会長】** これは、前に御報告いただいたということで。報告には、大体質疑応答があるんですが、何か質問があればあれなんですけれども、丁寧にお答えいただいているので、よろしいんじゃないかと思っておりますけれども。

そうですね、図書館協議会として今後どうするのかということ、こういった扱いという問題も実はこれに付随してあるような気がするんですけども、館長、何か御意見ございますか。

**【菊池館長】** ちょうどこういった御意見をいただいたところもありますので、図書館協議会としての所掌事務といいますか、その辺の確認と、あと、図書館協議会の方からいただく御意見とか御要望について、少しこの場で交通整理をさせていただければと思いますので、ちょっと発言を続けさせていただいてもよろしいでしょうか。

**【大串会長】** はい、どうぞよろしく申し上げます。

**【菊池館長】** ありがとうございます。本市の図書館協議会の所掌事項といいますのが、図書館条例で定められております。2つございます。1つは、「協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応じる」ということがございます。2つ目として、「協議会は、図書館

の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べることができる」。この2つの役割が図書館協議会にはございます。

今回の案件につきましては、大久保委員から、前回の協議会の前に事務局に御連絡をいただいております。直近の協議会で予定している議題ですとか、報告に係わる案件であれば、その質疑のときにお話ししたところがございます。こういった事例は時々ありまして、次の協議会でそういう案件は報告します。じゃ、ここで質疑させていただきますということは、時々あることでございます。

ただ、今回の場合、前回のときに、今回のこの御質問に関連する議題ですとか報告事案ではなかったことが1つと、あとは、協議会としての御質問、御意見で、あと回答もお求めであるというふうに伺いましたので、それであれば、事務局からは、まず協議会の場で御発言をお願いしたいとお話しさせていただきました。協議会の場で御発言いただいたことで、皆様の御同意を得て、協議会としての案件となりましたので、事務局から協議会の場で回答を今のようにお出しした次第でございます。

会長には、事前にお話をしておらず、大変申し訳ございませんでした。御質問も結構ございましたので、このような方法を取らせていただいた次第でございます。

ただ、後になりまして、事務局のほうで反省する点がございまして、この形ですと、もしも皆様方がそれぞれに毎回御要望とか御質問を協議会の場で発言されて、事務局がそれにお答えするというのは、もちろん次第に沿った話であれば問題はないところですし、あと、口頭でのやり取りができる範囲内での御質問はもちろん大丈夫なんですけれども、時間的制限もある中で、本来の協議会の所掌事項ではないという観点からは、少し外れてしまうところもあるのではないのかなと思ったことがございました。

そこで、先ほど申しましたように、その辺、少し交通整理させていただければと思ひまして、事務局のほうで4点ほど、お願いというほどではないのですけれども、皆様方にお話をさせていただければと思ひます。

1つ目としまして、協議会は時間的制約もございますので、御発言は原則、次第の案件に沿って質疑をお願いできればと思ひます。次第は、開催日1週間前には事務局からメールで送らせていただいております。

2つ目ですけれども、次第にない案件について御質問等があれば、今までと同じように、最後の「その他」のところでお発言をいただければと思ひます。ただ、時間的制約もありますので、口頭でやり取りできる範囲内をお願いできればと思ひます。

3点目です。どうしても協議会の場で取り上げてほしい議題等がありましたら、事務局宛てに御連絡をお願いいたします。何々について皆さんの意見を聞いてみたいとか、そういったことだと思ひますけれども、事務局のほうに御連絡いただければ、会長にもお知らせさせ

ていただきたいと思えますけれども、議題として取り扱うかどうか、申し訳ないんですが、館長の権限範囲で決めさせていただきたいと思えます。

4つ目でございます。協議会委員としてではなく、個人として、利用者として、ちょっと図書館に聞いてみたいとか、ちょっと要望してみたいということがありましたら、こちらは今までもございましたので、従来どおり図書館宛てに御連絡をいただければ、その都度対応をさせていただきます。メールでも結構ですし、お電話でも大丈夫です。

ただ、誠に恐縮ですけれども、担当者が関わる案件とかがありますと、事務局負担もございますので、御質問ですとか御要望の量などには御配慮いただければと思えます。

なお、協議会の場で質疑が継続中のものですか、もしくは質疑が終わっている案件に対して協議会の場以外で個々のやり取りが、ほかの委員さんが聞いていないところではありますので、そこのところはできかねますので御了解をいただきたいと思います。

以上、4点ほど事務局からお願いをさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

【大串会長】 どうもありがとうございます。会長としては、実は私、図書館に長年関わっていますけれども、もう日本の図書館は、どこも職員の方の過重労働によって成り立っていますよね。これはどういうことかという、例えば、統計上を見ていただくと分かるんですけども、職員1人当たりの貸出冊数が、以前は3万5,000冊です。今はコンピューターが入ったので、もう少し上がってきたんですけども、大体それを超えると、職員の間にもいろいろと障害が発生したり、腰を痛めるというのが一番多いんですけども、それから頸肩腕症候群を発症するとか、人によっては心の病まで発症しちゃうという、そういうこともございまして、日本全体において非常にその辺が皆さん、それでこちらの図書館も、職員の方が非常に大変な状況だというのは、私どもも見たところなんです。

そういった意味で、協議会という公的な機関としては、そういったことも勘案しながら、委員としても行動していただく必要があるし、我々もそういったことを考えなきゃいけない。例えば都立の場合は、回答として2番目の案件で提言をされていますけれども、あの提言をするというのは、実はあれは慶應大学の教授の方が会長をおやりになっていて、慶應大学の図書館学部の学生を動員して、いろいろ調査研究をして、そういったことに基づいて提言をするという。もちろん事務局のほうも大分作業に時間を割いていらっしゃるんですね。だから、それはお仕事の中身で、そういうことで人の配分がされていけばいいんですけども、そういうことはほとんどされていないんです。我々もその辺を十分考慮しながら、いろいろ意見を申し上げるという、こういうことにならざるを得ないですけれども。

今回お話にあった、1番目の質疑は次第に沿ってお願いしたいと。それはそうだと思うんです。それから、2番目の次第にない案件についての発言というのは、最後の「その他」の

口頭でお願いしたいということで、口頭で受け答えできる程度の内容にとどめてほしいと。これもそうだと思うんですね。それから3番目に、協議会の場で取り上げてほしい議題があれば、事務局に事前に申し出てほしいという、これもそうだと思うんです。それで4番目は、個人的な質問等があれば、図書館で対応するので、それはしてほしいと。ただし、大量の質問や要望は、事務的負担を考慮してお控えいただきたいと。また、協議会の場で協議中や終了した案件については、個別対応はいたしかねるという。こういうふうなことを少しお話になったと思うんですけれども、これは一応、我々も心に留めてそれぞれお考えいただいて、賢明なところで御判断いただきたいというふうに私としては思うんですけれども。

何かこの件について御質問、御意見ございますでしょうか。どうぞ。

【大久保委員】 大久保です。本日はよろしく願いいたします。

大変お忙しい中、作成等ありがとうございます。とても感謝しております。今の交通整理の件については、承知いたしました。ありがとうございます。

以上です。

【大串会長】 ありがとうございます。ほかの方は、御意見ございますか。私も、長年いろいろなところでやっているのです。実は、協議会と館長の話合いで、それ以外のことをやっているところがあるんですよ。事例によっては、例えば図書館の選書まで協議会委員が関わるというようなこともございまして、それは館長と話し合って、市民の側から見ても、この部分の記述のことはどうなんだというところがあって、それを協議会の委員が実際に本棚に行ったり、本屋さんに行ったりして見て回るとか、そういったことまでされているところがないわけじゃないんですよ。過去には、出張所みたいなところを、貸出しだけの場所を図書館協議会の委員がやるという。それは、町内会の会長が協議会の会長をやっていたんですね。その方の号令一下で、職員が大変だから、我々がやるんだと行ってやったこともあるんですよ。

だから、いろいろなケースがあるので、それはこちらの基礎自治体としての協議会として、館長と話し合いをしながら、その内容を詰めながら、必要なことはやっていくというスタンスが必要だと思うんですけれども。今回のお話は、ある意味では常識的な範囲なので、それはそうだなということで受け止めていきたいというふうに思うわけでございます。

よろしゅうございませうか。あれば、その都度お話しさせていただいて協議をして、さらに案件が必要であれば取り上げていくということになります。

それでは、その次に行きまして、3番のパブリックコメントの実施結果についての報告というのはしていただきましたので、それでは、「その他」というので何か御報告ございませうでしょうか。ちょっと待ってください。今、2の報告事項のその他のところでちょっとお待ちください。

【菊池館長】 事務局からです。図書除菌機ですけれども、2月4日に緑分室、それから2月6日に東分室に設置されました。本館と同機種のもので、西之台だと規模が小さ過ぎて置けないんですけれども、それ以外は全館設置が終わりました。利用者の方には、もう早々に御紹介いただいていますと聞いておりますので、これを御報告させていただきます。

【大串会長】 ありがとうございます。

それでは、最後に、何かその他ということで。どうぞ、坂野委員。何か今、最終報告……。

【坂野委員】 坂野でございます。今、館長が交通整理されました1番、2番に関わってくる議題なんですけど、前回の電子図書館ですけれども、ここで今、詳しく議論するつもりはなく、次回以降にと思っております。

閲覧できるのは小金井市民であれば誰でもできるわけです。ということは、未成年者でもすべてが見られるわけです。偶然見つけたのですけれども、電子図書の中に、未成年者に適しないような図書があるというので、どうしたものかなということ。というのは、未成年者が見てはおかしいような本が普通にすでに一般開架に置いてあります。東・緑分室にも少し置いてあります。だからといって、じゃあ、電子図書館でも見られるようにするかということなんですけれども、その内容が非常に極端なものがありまして、恐らくPTAの方々がおられたらびっくりするような内容まであるわけですのでこれをどうしたものかなというのがあります。

今日は議論するつもりがないのは、選択肢がいろいろとあるため、選書から省いてしまうというのも一つです。都内の他の公立図書館を見たら置いておらず、置いてあるのは、調べてみると都立図書館だけというような本があるんです。そういう選書段階での対応も確かにあります。これは、青空文庫まで含めると選書が大変な作業になると思うのでどうするのかという問題があります。

それから例えば、よく世間一般のホームページではシステム上、「あなたは18歳以上ですか」と出ますけれども、そういう対策を取るかどうか、あるいは利用者カードを見れば年齢が分かりますので、カード自体、番号自体から年齢制限をすとか、が思いつくんですが、まだちょっと考えがまとまっていません。

ただ、やはり図書館協議会で議論でやっておかないと、スマホで閲覧というのは非常に特殊で、こっそり夜中に小学生、中学生、高校生が、母親が知らないうちに見られるわけですよ。現物だと、カウンターで借りようと思ったら、恥ずかしいということがあるわけです。それから図書館によってはそのような資料を、閉架にわざと置いてあるというのがありますから、そういう対応ができるんです。やはりスマホ閲覧というのには特別なルールが必要で、もうちょっと全体的なルールを考えなければいけないんだろうなと思います。が、今はそこまで頭が回っていないので、いつかは議論できるようにしてもらえればと思います。



ちょっと具体名を挙げて申し訳ないです。私は、Amazonをよく使っているんですが、Amazonは書籍販売にあたって日本の場合はいろいろな制限ルールを持っています。それはアメリカのルールと違って、アメリカで売っている電子図書には日本で一般向けにも売ってないものがあります。民間ではそういうルールがあつて気をつけているのですから、ましてやヤングアダルト、若い人向け図書の制限監視という点であれば、何か対策を考える必要があると思いますので、何かの機会に図書館協議会でも議題にできるようなタイミングがあればと思っております。

以上です。

**【大串会長】** なるほど。それは、1つは、システムの問題でございますよね。つまり、そういうふうに何か問題があるものをブロックするとか、18歳にするとか、そういうシステムの問題と、それから個々の資料の取扱いの問題もありますよね。それで、個々の資料の取扱いについては、こちらの図書館で資料収集委員みたいなのがあつて、そこは当然規定があるんです。例えば、わいせつに関わるものは気がついた段階で外すとか。それは都立、東京都全体の場合だったら、青少年条例に関わるものはもう最初から、後で警察から通知があったら全部外すんですよ。その外したものをどうするのかということで、過去に大騒ぎになったことがあります。つまり都立が保存しなきゃいけないと。都立のいわゆる1つの書庫の一角を覆いで囲って、そこは特別な人間しか入れないようにしているという、フランスの図書館でやっていることを都立でもやれと言われて、都立は断ったんですよ。そうしたら管理できない。それで、国会図書館に全部管理してもらうことになった。それは、都立はフランスか何かに行った人が中にいたので、そういう例を知っていたのでやり方があつた。

そういう、要するに収集の問題、その取扱いの問題と。それは図書館の事務局の中のほうできちんと委員会を設けて、審査をして、その内規に基づいて処理をしていただくと。だから、今のようなお話だったら多分、もし図書館側で問題だというふうに判断されれば、そのタイトルを外すという、あるいはどこかに覆っておくという、特別な場所に置いておくと、特別な申請があれば見せるとか、そういうふうな扱いになると思うんです。ちょっと問題を分けて考えたほうがいいと思うんですよ。

**【坂野委員】** 坂野です。おっしゃるとおりなんですが、電子図書の場合、前回も申しましたけれども、マイナーな出版社が出てきているんです。しかもタイトルだけでは中身が見当つかないというのがあつて、1冊1冊確認するのは大変だろうとは思っています。今、大串先生はわいせつを挙げられましたけれども、私は、それ以外に、ここに記録に残していいかどうかは不明ですけど、「自殺の仕方」、「爆弾の作り方」という内容ですね。当然ながら、そんなタイトルでは出てきませんから、それをきちんと見て確認しようと思つたら、結構中身を読まないといけませんから大変かなと思うんです。

そうすると、一見分からないものは、少なくともヤングアダルトは見られないとか、いま覆いをかけてとおっしゃいましたけれどもそれは別の部屋に入れてとか、何かそんな工夫かなと思っています。結構、調べるのは大変で、本の現物がある棚のときだと、さっとめくって中を確認できますよね。電子図書館はそうはいかず、随分時間がかかるんです。

だから、図書館にどう適切に管理していただくかという観点から、協議会で議論しておきたいなのを、私が思った次第です。

以上です。

**【大串会長】** ありがとうございます。ちょっとそれは、次回議題にするかとか、事務局のほうで。

それで、今の爆弾の問題とか、そういうのがあるんですよ。実際にあるところでは、爆弾の本がたくさんあるところがあるんですよ。大学図書館とか。それは学科があるからで。鉦山学科とかああいうところは、爆弾の本がたくさんあるので。火薬の作り方とか。だから、そういうのがネットに出ちゃうとまずいというのは、当然あるわけです。

それから過去にも、印刷物でも、後で気がつくというのが結構あるんですよ。それは、個々にそういう図書館に意見が寄せられたら、判断してやると。それで、アメリカの図書館でしたら、大体は入り口のところにいろんな意見や何かが全部綴ってあって、それを読むとやっぱり書いてあります。この資料も人に見せるべきものではない。それに対して図書館側が回答して、取扱いをこうしていますというのがちゃんと書いてある。読めるようになっているんです。

そこまでは今回は無理かもしれません。いずれにしろ、その辺のシステムだとか、そういうのは考えていただいて、それについて我々としても議論をするというのは、それは必要だと思います。それは、図書館協議会の基本に関わることなので。

ほかに御意見ございますか。

特になければ、今日はちょっと時間が早いんですけども、こういう事態ですので、この辺でおしまいさせていただきたいと思います。

どうも皆さん、お疲れさまでございました。

**【碓井庶務係長】** 申し訳ございません。次回の日程なんですけれども、次回につきましては、来年度、これはこの協議会で主に御議論いただくテーマになるかと思うんですけれども、中長期計画、図書館の運営方針のところの後継計画としての中長期計画のプロローグというふうな形でスケジュールの御説明ですとか、そういったところをさせていただきたいと思っております。

時期的には、3月の後半を予定してございますので、もう近々に委員の皆様にもまた日程調整のメールを送らせていただきますので、御返信のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

【大串会長】 はい、どうも。

では、どうもありがとうございました。

— 了 —